

## 常陸大宮市指定管理者制度導入基本方針

### 1 はじめに

公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号、平成15年6月公布・9月施行)により、従来の地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人等以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)が管理を行う制度に転換した。

この指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。

そこで、指定管理者制度の全庁的な取組みと円滑な導入を図るため、本方針を定めるものである。

### 2 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

指定管理者制度に対する本市の基本的な考え方としては、指定管理者制度創設の趣旨、公の施設の設置目的等を考慮しつつ、市民サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、今後のあるべき管理体制を検討しながら、指定管理者制度を導入していくこととする。具体的には、現在市直営により管理を行っている公の施設をはじめ、新たに設置される公の施設についても、効果的・効率的な施設管理を実現するため、指定管理者制度の導入対象施設とするよう積極的な検討を行うこととする。

また、従来の管理委託団体を指定管理者として指定した公の施設についても、再指定時には、公募により指定管理者を選定することとするなど前向きな取組みを行うこととする。

### 3 指定管理者制度を導入する施設

指定管理者制度を導入する公の施設は、次に掲げる施設とする。

#### (1) 既に指定管理者制度を導入している施設

既に指定管理者制度を導入している施設については、指定期間が終了した後も、原則として指定管理者制度を継続して導入することとする。

#### (2) 直営施設

現在、直営により管理している公の施設については、施設の管理のあり方の検証を行い、市民サービスの向上や経費節減等が図れると見込まれ、指定管理者による管理が適当と判断された場合は、制度の導入を推進するものとする。

#### (3) 新設施設

今後、新たに設置する公の施設については、積極的に指定管理者制度を導入するよう検討を進めることとする。

#### 4 公の施設の管理方針の判断基準

公の施設の指定管理者制度導入の判断基準、直営の判断基準については次のとおりである。

##### 【指定管理者制度導入の判断基準】

###### ①収益性

利用料金制度の導入により、指定管理者の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できる施設。

###### ②利用者のサービスの向上

民間の経営ノウハウの活用(新たな発想による自主事業の企画・運営, 利用ニーズにあった開館日, 開館時間の拡大等)により, 利用者のサービスの向上が期待できる施設。

###### ③管理運営コストの縮減

民間事業者に託すことで, 競争原理の導入, 民間の経営ノウハウの活用(柔軟な人材活用, コスト意識の徹底等)により, 管理運営コストの縮減の可能性がある施設。

###### ④民間事業者等の受け皿

施設が提供するサービスの専門性, 特殊性, 施設の規模等を勘案して, 民間事業者等の運営が可能で, 行政以外に同様・類似のサービスを提供できる民間事業者等が(全国的にみて)存在する施設。

##### 【直営の判断基準】

###### ①業務委託の活用

施設の維持メンテナンス等の業務委託で対応でき, 民間事業者等の経営ノウハウの活用の余地が少ない施設。

###### ②公的関与の必要性

施設において市が政策的な事業を展開しており, 施設管理業務と一体的に実施する必要がある施設。

###### ③民間参入の可能性

行政以外に同様サービスを提供する民間事業者等が存在せず, 民間参入の可能性が少ない施設。

#### 5 指定管理者制度を導入できない施設

総務省の通知では, 道路法, 河川法及び学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には, 指定管理者制度を採ることができないとされている。

しかし, 各所管省庁において規制緩和や法解釈の運用により導入を可能とする動きもあるため, 各省庁の動向を注視していく必要がある。

#### 6 指定管理者の募集

指定管理者の募集に当たっては, この制度創設の趣旨, 公の施設の設置目的を考慮しながら, 多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに, 市民や民間事業者等の有する能力, 経験, 知識等を活用するほか, 市民サービスの質の向上と経費の節減等を図るため原則として公募により候補者を選定することとし, 必要な選定手続及び議会の議決を経て指定する。

ただし、次のいずれかに該当するときは、公募の手続きによらず、指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公募による指定の申請がなかったとき。
- (2) 公募による指定の申請の内容の審査を行った結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。
- (3) 指定施設の性質、規模及び機能等から特定の団体に管理させることが当該指定施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。

例1 地域住民の活動の拠点である集会施設等の施設は、当該地域住民が施設を管理することを通じて、より一層のコミュニティの醸成に資するため現在の管理受託者である当該地域住民団体等を指定管理者とするとき。

例2 施設の事業内容によって、事業の継続性又は現受託団体が行政機能を補完・代替する役割を担い、一定の実績等から現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが最適であると認められるとき。

- (4) その他公募を行わないことについて特別な理由があると認めるとき。

## 7 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定に期間が設けられた理由は、最小のコストで最大の効果を上げているかなど指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方自治体が見直す機会を設けるためであり、また、その指定期間については、競争性を確保する意味でもあまり長期間になることは適当でない。

このようなことから、指定管理者の指定期間については、原則として3～5年間とする。ただし、施設の特異性等合理的な理由がある場合は、別途定めることができることとする。

## 8 利用料金制度の活用

利用料金制度は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすく、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や利用実態等を考慮しながら十分検討したうえで、積極的に活用していくこととする。

利用料金制度を採用する場合は、条例で定める利用料金の範囲内で、指定管理者が市長等の承認を受けて利用料金を定めることになり、指定管理者が自由に利用料金を設定できるわけではない。

## 9 条例の制定

指定管理者制度を導入することとした場合においては、「指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項」を条例で定めることとされている。

これら条例で定める事項のうち、指定管理者の指定手続については、各施設における共通事項であり、「常陸大宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定し、当該指定手続に関する事項を規定することとした。

また、指定手続以外の事項については、個別の公の施設の設置及び管理に関する条例に規定することとし、各施設所管課において、改正作業を進める。

#### 1 0 募集要項及び仕様書の作成

指定管理者を公募する施設の所管課は、当該公募施設について、管理の基準及び業務の範囲、申請の方法、様式等を定める募集要項を作成するとともに、指定管理者に行わせる業務内容を詳細に記載した仕様書を作成する。

##### 【募集要項に明示する事項】

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格（申請資格）
- (3) 申請を受け付ける期間（申請期間）
- (4) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（指定期間）
- (6) 指定施設の利用に係る料金（利用料金）に関する事項
- (7) 指定の申請の際に提出する書類
- (8) 指定管理候補者の選定の基準
- (9) その他指定管理者の指定手続等に関し、市長等が必要と認める事項

#### 1 1 公募の方法

指定管理者の公募に当たっては、市の掲示板への告示、広報紙又はホームページへの掲載等広く周知を行うとともに、施設の所管課での募集要項の配布を行うこととする。

#### 1 2 指定管理候補者選定委員会の設置

公募を行う際の指定管理者として指定をする候補者の選定及び適正な管理の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、常陸大宮市指定管理候補者選定委員会を設置する。

#### 1 3 指定管理候補者の選定の際の基準

指定管理候補者の選定の際に必要な基準は次のとおりとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書及び収支決算書の内容が指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに管理経費に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有するものであること。
- (4) その他指定施設の目的を効果的に達成するために、市長等が必要と認める別に定める基準

#### 1 4 議会での議決

指定管理者の指定に当たっては、次の事項について、議会の議決を経ることとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者に指定する団体の名称及び住所
- (3) 指定の期間

#### 1 5 協定の締結

指定の議決後、市と指定管理者との間で指定管理業務の細目について協議を行い、指定期間全体に及ぶ包括的な事項を規定する「基本協定」と、指定管理料の金額や支払方法等経費の詳細等毎年度取り決めるべき事項について規定する「年度協定」を締結する。協定に規定する主な事項は、次のとおりとする。

なお、各施設の協定締結に当たっては、施設の特性や状況等を踏まえ、協定に規定する事項を必要に応じて変更することとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 業務の範囲及び実施に関する事項
- (3) 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- (4) 指定施設の管理に要する経費及び利用料金に関する事項
- (5) 損害賠償等に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他管理業務の実施において、市長等が必要と認める事項

#### 1 6 指定管理者に対する監督

市は、指定管理者による公の施設の管理が適切に行われているかどうかについて、必要な監督を行うこととする。この監督に当たっては、適宜、指定管理者に対し、管理の業務や経理の状況の報告を求めるほか、実地について調査し、施設の利用者等の意見を最大限把握したうえで、必要な指示を行うものとする。

#### 1 7 本方針の見直し

指定管理者制度のより一層の適正な導入推進と効果的な活用を目指して、必要に応じ本方針の見直しを行うものとする。

《資料編》

1 管理委託制度と指定管理者制度の比較

	従来の公の施設の 管理委託制度	指定管理者制度
(1)受託主体	公共団体, 公共的団体, 地方公共団体の出資法人等に限定	法人その他の団体 (民間事業者等も可) ※法人格は必ずしも必要ではなく団体であれば可。ただし, 個人は不可。
(2)法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託 「 <u>公法上の契約関係</u> 」	「指定」(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任するもの 「管理代行」 ※委任: 当該事務が受任者の職務権限となり, その事務については, 受任者がもつばら自己の責任において処理することになる。
(3)公の施設の管理権限	* 設置者たる地方自治体が有する。	* 指定管理者が有する。 ※「管理の基準」, 「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
①施設の使用許可	受託者は不可。	指定管理者が行うことができる。
②基本的な利用条件の設定	受託者は不可。	条例で定めることを要し, 指定管理者は不可。
③不服申し立てに対する決定, 行政財産の目的外使用許可	受託者は不可。	指定管理者は不可。
(4)公の施設の設置者としての責任	地方自治体	地方自治体
①利用者に損害を与えた場合	地方自治体にも責任が生じる。	地方自治体にも責任が生じる。
(5)利用料金制度	採ることができる。	採ることができる。

2 指定管理者制度導入の基本手順

